

国民健康保険税が変わります

○保険税の賦課限度額を引き上げます

所得に応じた保険税の納付となるように賦課限度額が引き上げられます。これにより中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定となります。

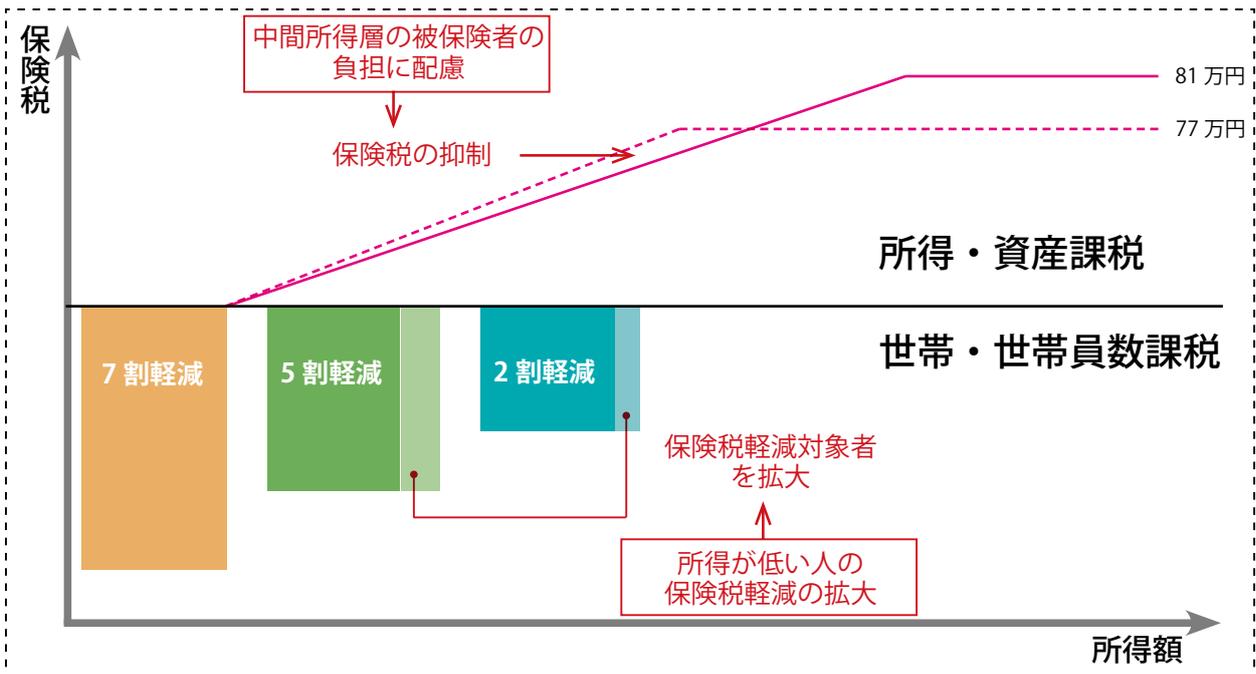
保険料・保険税の賦課限度額の見直し	賦課限度額				
		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	合計課税限度額
	これまで	51万円	14万円	12万円	77万円
見直し後	51万円	16万円	14万円	81万円	

○所得の低い人への保険税軽減措置が拡充されます

均等割、平等割額が所得に応じて7割、5割、2割軽減されます。この軽減の基準となる所得額が引き上げられ、保険税を軽減される人が拡大されます。

軽減基準	改正前後ともに	軽減判定所得の合計
7割軽減基準	改正前後ともに	世帯員の軽減判定所得の合計が33万円以下の世帯
5割軽減基準	改正前	世帯員の軽減判定所得の合計が33万円 + 24.5万円×(世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属数)以下
	改正後	世帯員の軽減判定所得の合計が33万円 + 24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属数)以下
※夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約178万円以下(単身世帯も対象に)		
2割軽減基準	改正前	世帯員の軽減判定所得の合計が33万円 + 35万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
	改正後	世帯員の軽減判定所得の合計が33万円 + 45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
※夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約266万円以下		

下図のように、改正後は中間所得層の被保険者の負担に配慮したことになります。



◎問い合わせ先
役場税務課国民健康保険税係
☎(88) 1172 [直通]